

議案第 93 号

所沢市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定
について

所沢市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別記の
とおり制定する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊

提案理由

自転車駐車場の一時利用等について、所要の改正を行うため、本案を提案する
ものである。

所沢市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

所沢市自転車駐車場条例の一部を改正する条例（令和6年条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第2の改正規定を次のように改める。

別表第2中 「

一時利用 (1日1回)

」 を 「

一時利用

」 に改め、同表所沢駅西口第

1自転車駐車場の項を削り、同表備考を次のように改める。

備考

1 この表において「一時利用」とは、入場から出場までを単位とする1回ごとの自転車駐車場の利用をいう。一時利用における利用料金は、入場から24時間までごとに自転車にあつては110円、原動機付自転車にあつては160円とする。

2 この表において「定期利用」とは、月の初日から末日までの1箇月を単位とする自転車駐車場の利用をいう。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。